

## 教育テック大学院大学「修了審査」規程

2025年4月1日制定

(修了要件・修了審査)

第1条 本規程は、学則第19条に基づき、「修了要件」ならびに「修了審査」について定めるものである。

- (1) 教育テック大学院大学教育テック研究科の2年の課程を修了しようとするものは、研究科教授会（以下、教授会）による「修了認定会議」により「修了審査」を受けなければならない。審査は当該学生2年次の後期（おおむね3月）に開催する。
- (2) 教授会は、研究科長を長とし、本研究科専任教員3名以上5名以内をもって構成する。うち、当該学生が履修した「教育構想研究（Ⅱ）」を担当する教員1名以上の参加を要する。
- (3) 修了審査にあたっては、学生の申し出により、事務局によって「判定表」個表を作成し、これを審査資料とする。
- (4) 「判定表」は、履修状況（取得単位数、履修科目）、在籍期間からなり、事務局が作成する。
- (5) 審査は、この「判定表」をもとに意見交換し、修了の合否を決定する。合否ラインは、修業年限2年を満了し、履修指針に基づくコース修了要件を満了し、修得単位数が30単位以上を満了す事とする。
- (6) 審査にあたっては、判定内容の確認や意見聴取のため学生との面談をおこなうこともある。また、合格基準に満たない学生には履修指導を行なう。

(改廃)

第2条 この規程の定めのないこと、または規程の改変は教授会の議を経て研究科長が決定する。

附 則 本付随規程は2025年4月1日から施行する。